一　○財務省、経済産業省
ロシア産原油又は石油製品の購入価格が上限価格以下であることを確認したとみなされる場合を定める件　二　三

二　株式会社日本政策金融公庫法別表第一第十四号の下欄の規定に基づき、特定の中小企業者を対象とし、かつ、中小企業に関する重要な施策の目的に従って貸付けが行われる長期の資金として主務大臣が定めるものを定める件の一部を改正する告示　一六　36　一四

三　酒類の保存のため物品を混和することができる酒類の品目等を定める等の件の一部を改正する件　二六　四

四　○国税庁
国税通則法第百二十三条第二項に規定する手数料の納付を現金ですることができる事務所を指定する件の一部を改正する件　二八　六

五　消費税法施行令第十八条の二第二項第三号の規定に基づき国税庁長官が観光庁長官と協議して指定する自動販売機を定める件の一部を改正する件　二八　43　一七

九　○文部科学省
特定胚の取扱いに関する指針の一部を改正する件　九　32　二七

一〇　学校教育法施行規則第百五十条第一号の規定による外国において学校教育における十二年の課程を修了した者に準ずる者及び大学入学のための準備教育課程の指定等に関する規程の一部を改正する等の告示　九　32　三〇

一一　強制執行、仮差押え及び仮処分をすることができない海外の美術品等を指定する件　九　32　三二

一二　史跡に指定する件　二一　39　四

一三　特別史跡に地域を追加して指定する件　二一　39　六

一四　史跡を統合するとともに、地域を追加して指定し、名称を改める件　二一　39　七

一五　史跡に地域を追加して指定し、名称を改める件　二一　39　七

一六　史跡に地域を追加して指定する件　二一　39　八

一七　名勝に指定する件　二一　39　一〇

一八　天然記念物及び名勝に指定する件　二一　39　一〇

一九　天然記念物に指定する件　二一　39　一一

二〇　天然記念物に地域を追加して指定し、名称を改める件　二一　39　一一

二一　記念物を登録記念物に登録する件　二一　39　一一

二二　補助事業者等が補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産のうち処分を制限する財産及び補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間を定める件の一部を改正する件　二一　39　一二

二三　文部省所管の補助金等に関する事務を都道府県知事が行うこととなった件及び文部省所管の補助金等に関する事務を都道府県教育委員会が行うこととなった件の一部を改正する件　二一　39　一二

二四　令和六年度において使用される小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の教科書の定価を認可した件　二七　42　一九

二五　地方公務員等共済組合法第百十二条第六項に規定する公立学校共済組合が行う健康の保持増進のために必要な事業に関する指針の全部を改正する件　二九　44　五八

二六　令和六年度において使用される特別支援学校用教科書の定価を認可した件　二九　44　六二

一　○文部科学省、厚生労働省
ヒトES細胞の樹立に関する指針の一部を改正する件　九　32　三三

三　○文化庁
著作権法施行令第六条第一項の規定に基づき、日本放送協会から日本放送協会放送博物館における一時的固定物の保存に係る業務の廃止の届出があった件　二九　六

二九　○厚生労働省
食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件　六　二

三〇　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二十三条第五項から第七項までの規定により厚生労働大臣が指定する高度管理医療機器、管理医療機器及び一般医療機器の一部を改正する件　八　五

三一　出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づきビルクリーニング分野について特定の産業上の分野に特有の事情に鑑みて当該分野を所管する関係行政機関の長が定める基準の一部を改正する件　一五　35　一一

三二　出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき介護分野について特定の産業上の分野に特有の事情に鑑みて当該分野を所管する関係行政機関の長が定める基準の一部を改正する件　一五　35　一二

三三　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第七十六条の六の二第一項の規定に基づき製造等を広域的に禁止する指定薬物等である疑いがある物品の一部を改正する件　一九　六

三四　令和六年度技能検定実施計画を定める件　二一　39　一三

三五　国民年金法施行令第七条及び第八条第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める国民年金の保険料を前納する場合の期間及び納付すべき額の一部を改正する件　二二　40　一九

三六　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第五項から第七項までの規定により厚生労働大臣が指定する高度管理医療機器、管理医療機器及び一般医療機器の一部を改正する件　二六　四

三七　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則別表第四の二の規定により厚生労働大臣が指定する医療機器の一部を改正する件　二六　五